

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
52	定額減税補足給付金(調整給付)支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、定額減税補足給付金(調整給付)支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和6年6月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	定額減税補足給付金(調整給付)支給事務
②事務の概要	所得税または個人住民税の定額減税が行われることに伴い、減税しきれないと見込まれる方に対して、青梅市定額減税補足給付金(調整給付)を支給する。
③システムの名称	給付金管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、TASKクラウド
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税補足給付金管理ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表135の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の121項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第59条の4(公金受取口座登録法関係) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示の一部を改正する告示(令和3年デジタル庁・総務省告示第3号)第3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策給付金担当
②所属長の役職名	新型コロナウイルス感染症対策給付金担当主幹
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111(内線2491・2492)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策給付金担当 198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111(内線3360)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]